

平成 28 年 6 月 10 日

各 位

会社名 日東製網株式会社
代表者名 代表取締役社長 小林 宏明
(コード番号 3524 東証第1部)
問合せ先 総務部長 北方 浩樹
(TEL 084-953-1234)

株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 7 月 27 日開催予定の第 115 回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を、100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月までとされています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を、現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、あわせて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に統合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成 28 年 11 月 1 日をもって、平成 28 年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数について、10 株につき 1 株の割合をもって株式併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 4 月 30 日）	26,050,000 株
株式併合により減少する株式数	23,445,000 株
株式併合後の発行済株式総数	2,605,000 株

(注) 株式併合により減少する株式数及び株式併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成28年4月30日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	3,609名 (100.00%)	26,050,000株(100.00%)
10株未満所有株主	284名 (7.87%)	410株 (0.00%)
10株以上所有株主	3,325名 (92.13%)	26,049,590株(100.00%)

(注) 現在10株未満の株式のみご所有の株主様は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日(平成28年11月1日)をもって、株式併合の割合と同じ割合(10分の1)で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数 (平成28年11月1日付)
64,000,000株	6,400,000株

(6) 株式併合の条件

平成28年7月27日開催予定の第115回定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成28年11月1日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成28年7月27日開催予定の第115回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、単元株式数を1,000株から100株に変更するために定款第6条を変更するものであります。また、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成28年11月1日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

現行の定款と変更案は以下のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>64,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>6,400,000株</u> とする。
(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> <u>第5条および第6条の変更の効力発生日は、平成28年11月1日とする。なお、本附則は同日の経過後自動的に削除されるものとする。</u>

4. 日程

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成28年6月10日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成28年7月27日(予定) |
| (3) 株式併合の効力発生日 | 平成28年11月1日(予定) |
| (4) 単元株式数変更の効力発生日 | 平成28年11月1日(予定) |
| (5) 定款の一部変更の効力発生日 | 平成28年11月1日(予定) |

(注) 上記の株式併合及び単元株式数の変更に係る効力発生日は平成28年11月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、平成28年10月27日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以上